

全国的青年連絡組織 規約改正案

現行	改正案	変更理由等
第 1 章 総則 (名称) 第 1 条 本組織は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟（以下、「日ユ協連」という）定款第 1 章第 5 条で定める全国的青年連絡組織（以下、「本会」という）である。	第 1 条 本組織は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟（以下、「日ユ協連」という）定款第 5 条で定める全国的青年連絡組織（以下、「本会」という）である。	(文言修正) 間違いを訂正（実際は第 3 章）。 通例、他の規則を引用する際、編を含めない。
(事務所) 第 2 条 本会は、事務所を置く。 2 事務所とは別に連絡事務所を日ユ協連事務局内に置くことができる。		
第 2 章 目的及び活動 (目的) 第 3 条 本会は、以下を目的とする。 (1) 全国及び地域のユネスコ運動活性化のために青年ネットワークを維持、強化する。 (2) ユネスコ運動に関する青年の意見を集約し、民間ユネスコ運動の促進をはかる。		
(活動) 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために関係		

現行	改正案	変更理由等
諸機関及び団体と協力して次の活動を行う。 (1) 各地ユネスコ協会で活動する青年をつなぐ情報の収集と発信 (2) 青年同士の情報交換の機会の提供 (3) 民間ユネスコ運動への青年の意向の反映 (4) 日ユ協連、その他の内外関係諸団体との協働 (5) その他本会の目的達成に必要な事項		
第 3 章 会員及び会費 (会員及び会費) 第 5 条 本会の会員は、次の 4 種とし、第 1 号を正会員とする。また、第 2 号・3 号を準会員とする。 (1) 日ユ協連のユネスコ協会に所属する個人 (2) 日ユ協連の個人会員 (3) (1)～(2)以外の個人で、総会で認めたユネスコ精神に賛同し活動する個人 2 青年の年齢については日ユ協連の定款第 3 章第 5 条第 2 項により 15 歳以上～35 歳未満とする。 3 本会は原則として会費を徴収しない。	第 5 条 本会の会員は、<u>次の 2 種の青年とする。</u> <u>(1) 正会員</u> <u>日ユ協連の構成団体会員であるユネスコ協会・クラブ（ただし本会は除く）に所属する個人</u> <u>(3) 準会員</u> <u>(1) 以外の個人で、ユネスコ精神に賛同し活動する個人のうち、入会した者</u> 2 青年の年齢については日ユ協連の定款第 5 条第 2 項<u>及び会員に関する規定第 10 条第 3 項による。</u> 3 本会は原則として会費を徴収しない。 <u>4 準会員の入退会については、役員が別に定める。</u>	(文言修正、規定の明確化、第 4 項新設) 第 1 項、第 2 項： 日ユ協連の定款と整合性をとり、その内容を明確にするため。 第 4 項：準会員の入退会に関する規定がないため。

現行	改正案	変更理由等
	(会員の資格の喪失) 第 5 条の 2 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 年齢が 35 歳に達したとき (2) 本人が死亡したとき 2 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 日ユ協連の構成団体会員であるユネスコ協会・クラブ（ただし本会は除く）に所属しなくなったとき 3 準会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 退会届を提出したとき	(新設・一部旧 17 条) 第 1 項第 1 号：旧 17 条 その他：明確化 一般の組織と違って、全青連の性質として正会員は任意に退会できない一方、準会員は任意に退会できるものであるが、これまで規定がなかった。 また準会員も 35 歳で会員の資格を失うか、明示されていなかった。
(権限等) 第 6 条 正会員の権限等について次により規定する。 (1) 総会に出席し意見を述べることができ、議決権を有する。 (2) 本会の役員及び日ユ協連の評議員に関する選挙権、被選挙権を有する。 2 準会員の権限等について次により規定する。	(2) 本会の役員及び日ユ協連の評議員候補に関する選挙権、被選挙権を有する。	(文言修正) 評議員は、日ユ協連の総会で選出されるもので、あくまで全青連は評議員候補を推挙できるだけである。

現行	改正案	変更理由等
(1) 総会に出席し意見を述べることができ、議決権を有する。ただし、選挙に関する議決権は有しない。 (2) 本会の役員及び日ユ協連の評議員に関する選挙権、被選挙権は有しない。	(2) 本会の役員及び日ユ協連の評議員候補に関する選挙権、被選挙権は有しない。	同上
(会員の義務) 第 7 条 本会の会員は、ユネスコ活動に関し、この規約及び総会の決議に従う義務がある。	2 準会員が正会員の資格を得たときは、すみやかに本会へ届け出るものとする。	(第 2 項新設) 準会員名簿から削除し、正会員と準会員の重複を避けるため。
第 4 章 役員及び執行部 (役員) 第 8 条 本会は次の役員をおく。会長 1 名、副会長 1 名以上、監事 2 名以上で構成される。 2 役員になる資格を持つのは本会の正会員のみとする。 3 会長、副会長、監事は総会において選出する。 4 役員の選出方法は、別に定める。	第 4 章 <u>役員及び組織</u> 第 8 条 本会<u>の役員は</u>、会長 1 名、副会長 1 名以上、監事 2 名以上で構成される。 2 <u>削除</u> 4 役員の選出方法は、<u>総会において</u>別に定める。	(第 1 項：文言修正、第 4 項：規定の明確化) (第 2 項：第 8 条の 2 と内容が重複するため削除) 規定の決定権限が明確でなかったため。
	(役員選出における選挙権・被選挙権) 第 8 条の 2 本会の役員選出における選挙権は、正会員が有する。また、被選挙権は、就任時に 2	(旧 14 条) 規定自体はほぼ変更なし。章立ての変更に伴う移動。旧規定を厳密に運用すると就任時に 21 歳以上とな

現行	改正案	変更理由等
	0 歳以上となる正会員が有する。ただし、任期満了時、35 歳未満の者とする。	る正会員しか被選挙権がなかったため変更。
(役員の任期) 第 9 条 役員の任期は、選出後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任は 1 回限りとする。 2 補充により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。	第 9 条 役員の任期は、<u>選出された時の属する事業年度の翌年度、翌々年度の 2 年間とする。役職にかかわらず 5 期 10 年を超えて役員を務めることはできない。また再任は同一の役職について連続する 2 期 4 年までに限ることとする。ただし、役員のうち異なる役職を連続する 2 期 4 年を超えて務めること、または同一の役職について 1 期以上間を開けて 3 期 6 年務めることは妨げない。</u>	(任期の変更、再任規定の変更) 任期については、実情に合わなかったため。 再任については、現行の規定は同一の役職についての規定と解されるが、役員とは第 8 条に定めるとおり会長・副会長・監事を指し、意味がはっきりしないため詳しく規定することとした。(詳細は別紙)
(役員の職務) 第 10 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。 3 監事は本会の財務状況、会長、副会長及び執行部の業務の執行の状況を監査する。財務の状況又は業務の執行について法令、若しくは本規約		

現行	改正案	変更理由等
に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは総会に報告する。 4 会長は、本会運営に必要な各種班を設置し、長たる者を任命することができる。また、必要に応じて各種班の見直しを行い、班の廃止または長の解任をする。		
(執行部) 第 1 1 条 会長、副会長及び各班の長は、執行部を構成し、本会を運営する。 2 執行部は、総会において審議する議案を作成する。		
	(選挙管理委員会) 第 1 1 条の 2 本会は、日ユ協連の評議員候補（以下、「評議員候補」という）および本会役員を選出するため、3 名以上による選挙管理委員会（以下、「選管」という）を組織する。 2 選管の委員は、会長が任命し、会員へ通知する。委員には正会員を 1 名以上含まなければならない。ただし、委員は役員及び班長を兼ねることはできない。 3 会長は、正会員から選管の委員を任命するとき	(新設・旧 1 5 条第 2 項より規定の明確化) これまで評議員候補の選出に関して 3 名以上で組織することが規定されていたのみであったものを、役員と評議員候補の両方の選出に関わる組織とし、また組織についてより明確に規定することとした。

現行	改正案	変更理由等
	には、あらかじめ評議員候補または本会役員の候補者となる意思がないことを確認しなければならない。 4 選管の委員長は、委員の互選によって決定する。	
第 5 章 会議 (総会) 第 12 条 本会の最高決定機関として総会をおく。 2 通常総会は毎年 1 回会長が招集し、活動方針、年間計画、その他重要事項を審議する。ただし、会長が必要と認めたとき、または正会員総数の 3 分の 2 以上が要求したときは、臨時総会を開かなければならない。 3 本会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故ある時は副会長がこれにかわる。 4 総会は、<u>委任状を含め</u>正会員総数の 4 分の 1 以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。 5 やむをえない理由により出席できない正会員は、あらかじめ書面で意見を表示し、表決を委任することができる。	4 総会は、正会員総数の 4 分の 1 以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。 5 やむを得ない理由により出席できない正会員は、あらかじめ書面<u>もしくは電磁的方法をもって</u>意見を表示<u>または表決し、または出席する正会員を代理人として</u>表決を委任することができる。	(第 5 項：電磁的方法による表決等の採用、規定の明確化) 次項の後半と重複するため、削除。 電磁的方法とは、紙を使わない、メールなどによって意思を伝える方法のこと。 総会に参加するために全国から集まることは必ずしも簡単ではなく、また人数も多いことから、メール

現行	改正案	変更理由等
6 正会員の 5 分の 1 以上が要求した議案に関しては、必ず総会において審議しなければならない。 7 役員に対し、正会員の 5 分の 1 以上がリコール請求した場合、総会において審議し、出席正会員の 4 分の 3 以上の同意があった場合は、その役員は役員の資格を失う。	る。<u>この場合、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任した正会員は、前項及び本条第 7 項、第 18 条第 1 項の規定の適用については出席したものみなす。</u>	やウェブサイトを通じた総会の議事への参加を保障し、それを明示することとした。 総会の出席者数に数える範囲を明確にした。
(議決権) 第 13 条 議決権は 1 会員が 1 票持つものとする。 採決は各会員の投票によって行われるが、議長はこれを持たない。賛否同数のときは、議長の決するところによる。		
	(資格の停止) 第 13 条の 2 本会運営上、ユネスコ活動の目的を逸脱、ユネスコ活動に支障をきたす行為、及び、ユネスコ活動に著しく不都合な行為等を行い不適合とされる者は、総会の決議に基づき総会へ	(旧 16 条・一部変更) 会議に関する資格であるため移動。議決権に言及することで意味を明確にした。

現行	改正案	変更理由等
	の出席権及び議決権を失う。	
第 6 章 選挙権・被選挙権 (役員選出) 第 1 4 条 本会の役員選出における選挙権は、正会員が有する。また、被選挙権は、20 歳以上の正会員が有する。ただし、任期満了時、35 歳未満のものとする。	第 6 章 <u>評議員候補選挙</u> 第 1 4 条 <u>削除</u>	(役員選と評議員候補選の規定を分離) (第 8 条の 2 へ) 第 8 条の 2 の説明を参照のこと。
(日ユ協連評議員選出) 第 1 5 条 <u>日ユ協連評議員選出</u>における選挙権は、正会員が有する。また、被選挙権は、<u>20 歳以上の正会員</u>が有する。ただし、任期満了時、35 歳未満のものとする。 2 日ユ協連評議員選出の際は 3 名以上の選挙管理委員会を組織する。ブロック毎に 1 名を選出し、日ユ協連の選任委員会に推薦することができる。 3 日ユ協連評議員の選出方法は、別に定める。	(<u>日ユ協連評議員候補選出</u>) 第 1 5 条 評議員<u>候補</u>選出における選挙権は、正会員が有する。また、被選挙権は、<u>就任時に</u> 20 歳以上 <u>となる</u> 正会員が有する。ただし、任期満了時、35 歳 <u>を超えない</u> ものとする。 2 <u>本会は、9 名を超えない範囲で評議員候補を選出し、日ユ協連の選考委員会に推挙する。</u> 3 <u>評議員候補の選出方法は、総会において別に定める。</u>	(文言修正、規定の明確化) 評議員候補への文言修正は、第 6 条の説明を参照のこと。 旧規定を厳密に運用すると就任時に 21 歳以上となる正会員しか被選挙権がなかったため変更。 第 2 項：選管に関する規定を第 11 条の 2 へ分離 ブロック毎の選出制度を全体で 9 名以内に変更。詳細は第 3 項により総会で定める「評議員候補選出に関する規定」で決めることが可能。(詳細は別紙)
第 7 章 資格の喪失、退会 (資格の喪失) 第 1 6 条 本会運営上、ユネスコ活動の目的を逸脱、ユネスコ活動に支障をきたす行為、及び、ユネ	第 7 章 <u>削除</u> 第 1 6 条 <u>削除</u>	(章を構成する条文削除のため) (第 13 条の 2 へ) 会議に関する規定として、第 5 章へ。

現行	改正案	変更理由等
スコ活動に著しく不都合な行為等を行い不適合とされる者は、総会の決議に基づき総会への出席権を失う。		
(退会) 第 17 条 所属会員の年齢が 35 歳に達した場合、本会会員の身分を喪失する。	第 17 条 削除	(第 5 条の 2 第 1 項第 1 号へ) 会員に関する規定として、第 3 章へ。
第 8 章 補則 (規約の改訂) 第 18 条 本会の規約は、総会出席正会員の 3 分の 2 以上の決議により改訂することができる。 2 本会の規約が変更された場合は、直ちに日ユ協連に連絡するものとする。		
(規約の失効) 第 19 条 本会が解散した場合は、本会規約もその効力を失う。		
(年齢の基準) 第 20 条 本規約における年齢は、年度制年齢とする。年度制の基準日は 4 月 1 日とする。	第 20 条 本規約における年齢は、 <u>各事業年度初日の 4 月 1 日における年齢とする (年度制)</u> 。	(規定の明確化) 年度制年齢が必ずしも明確と言えず、これまで協会連盟の「会員に関する規定」を参照しなければならなかったため、文言を変更することとした。
	(事業年度)	(新設)

現行	改正案	変更理由等
	第 2 1 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。	第 9 条、第 2 0 条など事業年度についての記述がある規定の意味を明確化
	(会員への通知) 第 2 2 条 会議の決定事項その他会員に対し通知を要するものは、本会の運営する WEB サイトまたは書面（電磁的方法を含む）により通知する。	(新設) 連絡組織として通知の方法を明確化
付則 本会の規約は、公益社団法人日ユ協連定款発行の日から施行する。 2 0 1 0 年 9 月施行 2 0 1 5 年 1 月改訂	付則 本会の規約は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟定款発効の日から施行する。 2 0 1 0 年 9 月施行 2 0 1 5 年 1 月改正 2 0 1 6 年 1 月改正	